

介護老人福祉施設・プライエム横尾

重要事項説明書



介護老人福祉施設・プライエム横尾 重要事項説明書

当施設はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供いたします。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1 施設の名称等

施設名称	介護老人福祉施設・プライエム横尾
所在地	長崎市横尾3丁目26番1号
電話番号	095-856-6511
介護保険指定番号	4270101506

2 職員体制 (短期入所生活介護・プライエム横尾と兼任)

		資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		介護支援専門員・介護福祉士	1			1
医師				1	週1回金曜日回診	1
生活相談員		介護福祉士	1		日常生活相談等	1
管理栄養士・栄養士	管理栄養士・栄養士	管理栄養士・栄養士	1名以上		献立作成等	1名以上
介護支援専門員		介護支援専門員	1		ケア計画作成等	1
介護・看護	看護職員	看護師または 准看護師	4名以上 ※うち1名は専任		看護全般	4名以上
	介護職員	介護福祉士または 認知症基礎研修修了者	27名以上		介護全般	27名以上
機能訓練指導員		看護師	1		看護と兼務	1
調理員・事務員・その他			15名以上			15名以上

(令和6年4月1日現在)

3 主な職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	8:30~17:30
医師	金曜日 14:30~15:30
生活相談員	8:30~17:30
管理栄養士	7:30~16:30、8:30~17:30、9:00~18:00
機能訓練指導員	7:00~16:00、8:30~17:30、10:00~19:00
介護支援専門員	8:30~17:30
事務職員	8:30~17:30
看護職員	7:00~16:00、8:30~17:30、10:00~19:00
介護職員	早出 7:00~16:00 日勤 8:00~16:00、8:00~17:00、8:30~17:30、9:00~18:00 10:00~19:00、12:30~19:00 等 遅番 12:00~21:00 夜勤 21:00~翌7:00

4 整備の概要

定員	80名(本館10名 第1別館30名 第2別館40名)	静養室	1室	
居室	個室	80室(1室12.47㎡)	医務室	1室
			機能訓練室	1室
			洗濯室	洗濯機設置
	和室	第1別館3室(共用のくつろぎ空間です)		
浴室	一般浴槽とリフト・機械浴槽があります			

5 サービスの内容

居室	全室個室となっております。
食事	朝食 8:00～10:00 昼食 12:00～14:00 夕食 17:30～19:30 提供時間内であれば、お好きな時間帯にお取りいただけます。
入浴	最低週2回入浴していただき、希望時は随時入浴していただけます。 (ただし、事故防止の為時間の設定をさせていただきます。)
介護	施設サービス計画に沿って下記の介護をおこないます。 着替え、排泄、食事等の介助 おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い 等
機能訓練	個々の状態に応じた場所にて機能訓練を行います。
生活相談	常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
健康相談	当施設では、年間1回健康診断を行います。(5月頃) また、毎週1回金曜日14:30～15:30まで診療室にて診療や健康相談サービスを受けることができます。 協力病院:特別医療法人春回会 長崎北病院 TEL 095-886-8700 協力歯科医院:そえじま歯科医院 TEL 095-855-3545
理美容	当施設では2月に1回理美容サービスを実施しております。 別途料金をいただきます。
行事等	当施設では、季節を感じていただけるような行事を年間で計画しております。 行事によっては、別途参加費がかかるものがございます。

6 料金 指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料

(1)利用料金

別紙1 参照

(2)支払い方法

毎月、15日までに、前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払ください。
お支払方法は、現金・銀行振込・銀行引落しのいずれかとさせていただきます。

7 施設利用にあたっての留意事項

・面会	面会時間は、PM8:00までをお願いします。
・外出、外泊	希望があるときは、前日までにお知らせください。
・喫煙	建物内、及び敷地内すべて禁煙となっております。
・設備、器具の利用	ポータブルトイレ、Pバー等、数に限りがあり必要な方を優先します。ご了承ください。
・金銭、貴重品の管理	居室での管理はトラブルの元となるのでお控えいただくようお願いします。
・所持品の持ち込み	居室に入る範囲内で、以前より使用されている物等お持ち込みいただけます。
・施設外での受診	受診時は施設職員が付き添います。緊急時は早急に連絡いたします。
・宗教活動	集団生活でありますので施設内での活動はお断りいたします。

○定期カンファレンス(介護計画書の見直しにおける話し合い)を半年に1度実施します。
事前に開催日時をお知らせ致しますのでご参加下さい。

○家族会を年1回開催します。入居者及びそのご家族等と施設との意見交換及び重要なお知らせ等もありますのでご参加下さい。

8 サービス内容に関する相談・苦情

担当	苦情受付窓口:全職員 苦情受付担当者:事業担当 柿森 留美 苦情解決責任者:施設長 高本 絵美 電話番号:095-856-6511
苦情解決の流れ 別紙2 参照	1、ご利用者・ご家族からの苦情は随時、全職員が受け付けます。 2、苦情を受けた職員は苦情受付担当者へ報告を行います。 3、苦情受付担当者は苦情を申し出た方へ苦情内容を確認し、 話し合いによる解決、もしくは施設内苦情解決委員会の実施を行います。 4、施設内苦情解決委員会で解決できない場合、第三者委員立会いによる 話し合い等実施し、苦情解決に努めます。 5、話し合いの内容・結果、苦情解決・改善までの経過と結果については、 記録としてまとめ、苦情を申し出た方への報告及び全職員への 通知を行います。
その他	1、ご意見箱をプライエム横尾本館・別館の各玄関口に設置しています。 2、当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口でも受付けています。

9 緊急時及び事故発生時の対応方法

別紙3 参照

10 非常災害対策

- ・防災時の対応 敏速な対応をいたします。
- ・防災設備 スプリンクラー、煙探知機、火災報知機設置
- ・防災訓練 年3回
- ・防火責任者 本田 英美

11 第三者の評価の実施状況について

当事業所は第三者評価は行っていません。

<事業者名> 社会福祉法人 平成会
介護老人福祉施設・プライエム横尾
事業所番号 4270101506
<住所> 〒852-8065
長崎市横尾3丁目26番1号
<代表者名> 施設長 高本 絵美 ⑩

重要事項説明書について、説明を致しました。 説明職員；

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

令和 年 月 日

【利用者】

<氏名> _____

【署名代行者】

<氏名> _____

【身元引受人兼連帯保証人】

<氏名> _____

【身元保証人】

<氏名> _____

【連帯保証人】

<氏名> _____

別紙1 介護老人福祉施設・プライエム横尾 単位・料金表

ア) 1日あたりの介護老人福祉施設サービス費の単位数と料金

※1日当たりの金額

ユニット型						
要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
単位数	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位	
負担割合	1割負担	679円	750円	826円	898円	968円
	2割負担	1,358円	1,500円	1,652円	1,796円	1,936円
	3割負担	2,038円	2,251円	2,479円	2,695円	2,905円

※31日間の金額

ユニット型						
要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
単位数	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位	
負担割合	1割負担	21,060円	23,261円	25,618円	27,850円	30,019円
	2割負担	42,121円	46,522円	51,237円	55,701円	60,038円
	3割負担	63,182円	69,783円	76,856円	83,551円	90,058円

イ) 全利用者に加算される加算項目の単位数と料金

加算項目	単位数	1割負担		2割負担		3割負担	
		1日あたり	31日間	1日あたり	31日間	1日あたり	31日間
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	46単位	46円	1445円	93円	2,891円	139円	4,337円
看護体制加算(Ⅰ)ロ	4単位	4円	125円	8円	251円	12円	377円
看護体制加算(Ⅱ)ロ	8単位	8円	251円	16円	502円	24円	754円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	18単位	18円	565円	36円	1,131円	54円	1,697円
栄養マネジメント強化加算	11単位	11円	345円	22円	691円	33円	1,037円

ウ) 追加加算等請求分(該当する場合のみ加算)の加算項目の単位数と料金

加算項目	単位数	1割負担		2割負担		3割負担		
		1日あたり	31日間	1日あたり	31日間	1日あたり	31日間	
外泊時費用	246単位	249円 6日間限度	1,496円 6日間	498円 6日間限度	2,993円 6日間	748円 6日間限度	4,489円 6日間	
外泊時在宅サービス利用費用	560単位	567円		1,135円		1,703円		
初期加算	30単位	30円 30日限度	912円 30日間	60円 30日限度	1,825円 30日間	91円 30日限度	2,737円 30日間	
療養食加算	6単位	6円 1食あたり	565円	12円 1食あたり	1,131円	18円 1食あたり	1,697円	
再入所時栄養連携加算	200単位	202円 1回あたり		405円 1回あたり		608円 1回あたり		
退所時栄養情報連携加算	70単位	70円 1回あたり		141円 1回あたり		212円 1回あたり		
退所前訪問相談援助加算	460単位	466円 1回あたり		932円 1回あたり		1,399円 1回あたり		
退所後訪問相談援助加算	460単位	466円 1回あたり		932円 1回あたり		1,399円 1回あたり		
退所時相談援助加算	400単位	405円 1回あたり		811円 1回あたり		1,216円 1回あたり		
退所前連携加算	500単位	507円 1回あたり		1,014円 1回あたり		1,521円 1回あたり		
退所時情報提供加算	250単位	253円 1回あたり		507円 1回あたり		760円 1回あたり		
協力医療機関連携加算	100単位	101円 1月あたり		202円 1月あたり		304円 1月あたり		
経口移行加算	28単位	28円	880円	56円	1,760円	85円	2,640円	
経口維持加算(Ⅰ)	400単位	405円 1月あたり		811円 1月あたり		1,216円 1月あたり		
経口維持加算(Ⅱ)	100単位	101円 1月あたり		202円 1月あたり		304円 1月あたり		
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位	91円 1月あたり		182円 1月あたり		273円 1月あたり		
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位	111円 1月あたり		223円 1月あたり		334円 1月あたり		
特別通院送迎加算	594単位	602円 1月あたり		1,204円 1月あたり		1,806円 1月あたり		
配置医師緊急時対応加算	時間外	325単位	329円 1回あたり	659円 1回あたり		988円 1回あたり		
	早朝・夜間	650単位	659円 1回あたり	1,318円 1回あたり		1,977円 1回あたり		
	深夜	1300単位	1,318円 1回あたり	2,636円 1回あたり		3,954円 1回あたり		
看取り加算(Ⅰ)	死亡日以前31日以上45日以下	72単位	73円 15日限度	1,095円 15日間	146円 15日限度	2,190円 15日間	219円 15日限度	3,285円 15日間
	死亡日以前4日以上30日以下	144単位	146円 27日限度	3,942円 27日間	292円 27日限度	7,884円 27日間	438円 27日限度	11,827円 27日間
	死亡日以前2日又は3日	680単位	689円 2日限度	1,379円 2日間	1,379円 2日限度	2,758円 2日間	2,068円 2日限度	4,137円 2日間
	死亡日	1280単位	1,297円		2,595円		3,893円	

加算項目	単位数	1割負担		2割負担		3割負担	
		1日あたり	31日間	1日あたり	31日間	1日あたり	31日間
若年性認知症入所者受入加算	120単位	121円	3,772円	243円	7,544円	365円	11,316円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位	3円	94円	6円	188円	9円	282円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位	4円	125円	8円	251円	12円	377円
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150単位	152円 1月あたり		304円 1月あたり		456円 1月あたり	
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120単位	121円 1月あたり		243円 1月あたり		365円 1月あたり	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位	101円 1月あたり		202円 1月あたり		304円 1月あたり	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位	202円 1月あたり		405円 1月あたり		608円 1月あたり	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位	12円	377円	24円	754円	36円	1,131円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位	20円 1月あたり		40円 1月あたり		60円 1月あたり	
個別機能訓練加算(Ⅲ)	20単位	20円 1月あたり		40円 1月あたり		60円 1月あたり	
ADL維持等加算(Ⅰ)	30単位	30円 1月あたり		60円 1月あたり		91円 1月あたり	
ADL維持等加算(Ⅱ)	60単位	60円 1月あたり		121円 1月あたり		182円 1月あたり	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位	3円 1月あたり		6円 1月あたり		9円 1月あたり	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位	13円 1月あたり		26円 1月あたり		39円 1月あたり	
排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位	10円 1月あたり		20円 1月あたり		30円 1月あたり	
排せつ支援加算(Ⅱ)	15単位	15円 1月あたり		30円 1月あたり		45円 1月あたり	
排せつ支援加算(Ⅲ)	20単位	20円 1月あたり		40円 1月あたり		60円 1月あたり	
自立支援促進加算	300単位	304円 1月あたり		608円 1月あたり		912円 1月あたり	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位	40円 1月あたり		81円 1月あたり		121円 1月あたり	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位	50円 1月あたり		101円 1月あたり		152円 1月あたり	
安全対策体制加算	20単位	20円 1月あたり		40円 1月あたり		60円 1月あたり	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10単位	10円 1月あたり		20円 1月あたり		30円 1月あたり	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位	5円 1月あたり		10円 1月あたり		15円 1月あたり	
新興感染等施設療養費	240単位	243円 5日限度	1,216円 5日間	486円 5日限度	2,433円 5日間	730円 5日限度	3,650円 5日間
生産性向上体制加算(Ⅰ)	100単位	101円 1月あたり		202円 1月あたり		304円 1月あたり	
生産性向上体制加算(Ⅱ)	10単位	10円 1月あたり		20円 1月あたり		30円 1月あたり	

エ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

ア)～ウ)のうち算定した単位数の合計×14.0%

居住費 負担段階	ユニット型個室	
	1日あたりの金額	31日間の金額
第1段階	880円	27,280円
第2段階	880円	27,280円
第3段階	1,370円	42,470円
第4段階	2,066円	64,046円

※入院された場合も居住費の負担はございます。

※社会福祉法人による負担軽減制度をご利用の方も入院7日目より負担段階に応じて自己負担となります。

キ) 食事提供に要する費用

食費 負担段階	1日あたりの金額	31日間の金額
第1段階	300円	9,300円
第2段階	390円	12,090円
第3段階①	650円	20,150円
第3段階②	1,360円	42,160円
第4段階	1,445円	44,795円

②その他の料金

理美容費	行事等	洗濯料
2,200円(税込)	夏祭り等	クリーニング代のみ

所得に応じた負担軽減制度等について

- * 所得の低い方には居住費・食費の負担限度額を設け、施設へ平均的な費用(基準費用額)との差額が支給されます。(特定入所者介護サービス費)

食費及び居住費の基準費用額及び負担限度額

(単位:円/日)

利用者の所得段階		居住費	食費	
第1段階	生活保護受給者等	880	300	
	世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下	880	390
第3段階①		年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円~120万円以下	1,370	650
第3段階②		年金収入金額(※)+合計所得金額が120万円超	1,370	1,360
第4段階	世帯に課税者がいるもの 市町村民税本人課税者	2,066	1,445	

- * 介護サービス費の1割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合、

超えた分が自己申請により払い戻されます。(高額介護サービス費)

- * 低所得で生計困難な方については、社会福祉法人による負担軽減制度を受けられる場合があります。

事業所名	介護老人福祉施設 プライエム横尾
------	------------------

1. 利用者からの相談または苦情に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

苦情受付窓口：全職員

苦情受付担当者：柿森 留美

苦情解決責任者：高本 絵美

連絡先 住所：〒852-8065 長崎市横尾3丁目26番1号

電話：095-856-6511 FAX：095-856-6002

苦情解決第三者委員

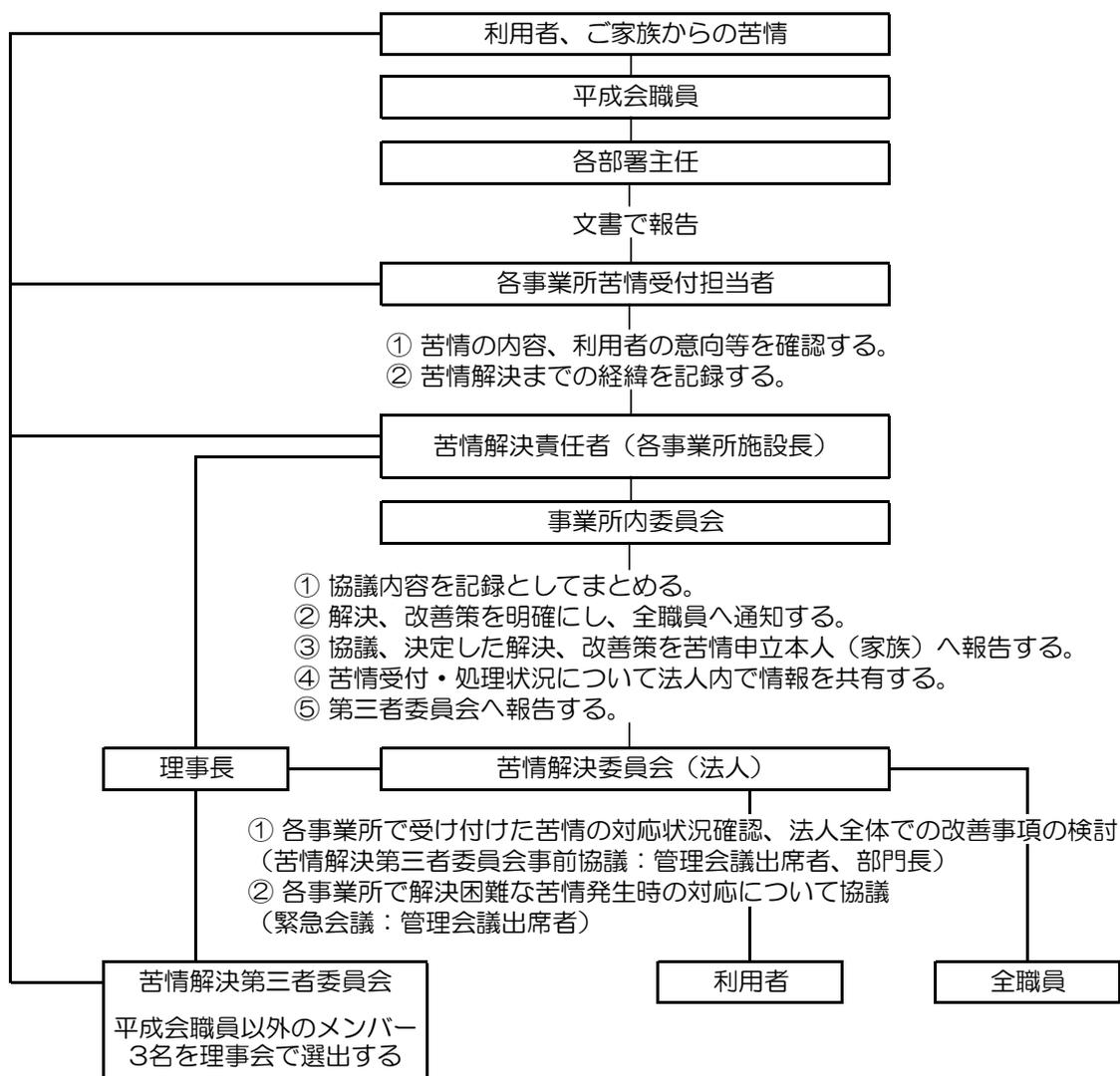
川田 愛子（民生委員・児童委員）

電話：095-857-6258

佐田 悦子（管理薬剤師）

電話：095-813-3444

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



① 苦情受付担当者から苦情内容の報告聴取

② 苦情申立者と事業所との話し合いに立会い助言

3. 行政機関の窓口

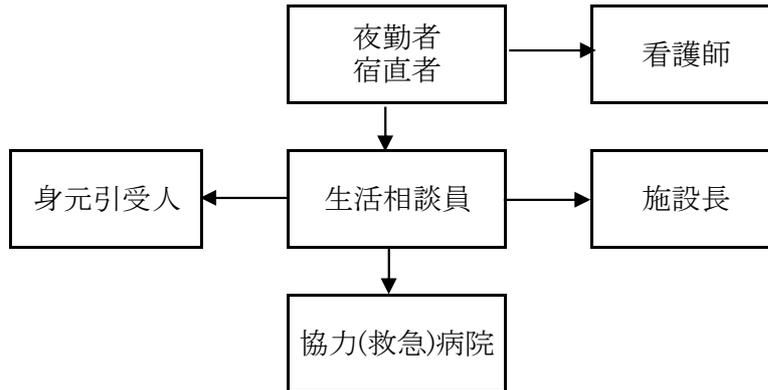
長崎市 市民局 福祉部	高齢者すこやか支援課	095-829-1146
時津町役場	高齢者支援課	095-882-2211
長与町役場	介護保険課	095-883-1111
国民健康保険団体連合会	介護保険課	095-826-1599

(別紙3)

緊急時及び事故発生時の対応方法

ご利用者に容態の変化があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

夜間帯での容態の特変・急変時には、以下のように対応いたします。



* 急変時(意識不明・大出血・呼吸停止等)

- ・ 夜勤者・宿直者は生活相談員に連絡し指示を受け、看護師の協力のもと速やかに必要な対応を行い、救急搬送もしくは施設車両にて緊急受診を行う。
- ・ 生活相談員は夜勤者・宿直者へ指示を出し、ご家族への連絡、施設長への報告を行う。

* 特変時(発熱・嘔吐・血圧異常等)

- ・ 夜勤者・宿直者は看護師の助言を受け、必要な対応を行う。また生活相談員へ連絡し、指示を受ける。

(対応)

1. 協力病院もしくは救急病院への受診
 2. 必要な看護処置
 3. 様子観察
- ・ 生活相談員は夜勤者・宿直者へ指示を出す。緊急入院となった場合には、ご家族への連絡を行う。